

健康経営度調査における特定健診・保健指導実施率の評価案

2023年3月16日 第8回健康投資WG

厚生労働省 保険局 保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

健康経営度調査における特定健診・特定保健指導実施率の評価案

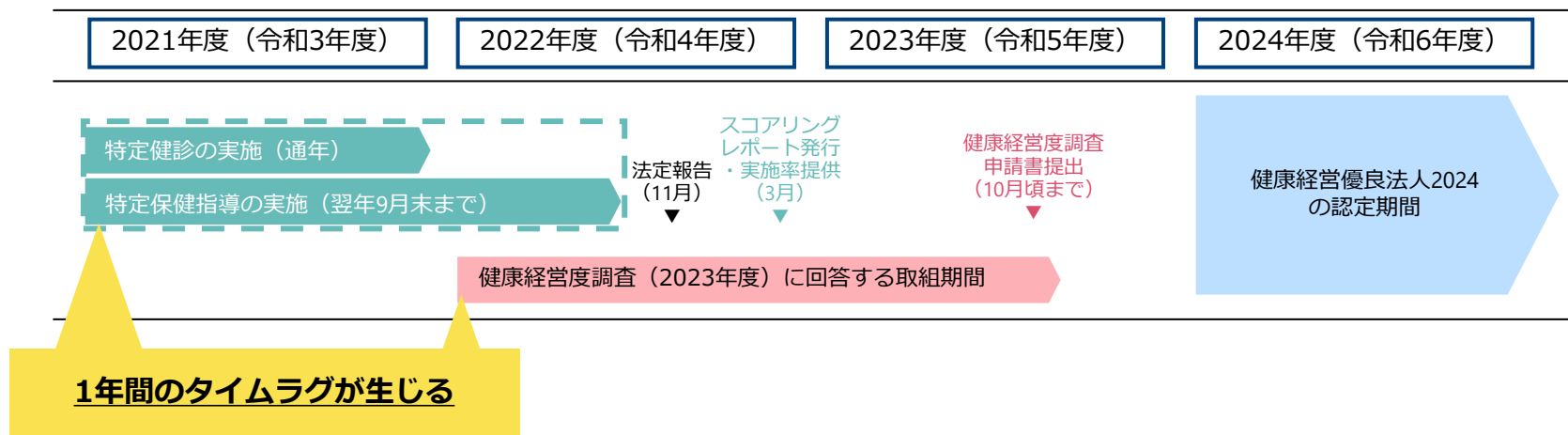
対応案

2023年度の健康経営優良法人2024認定（大規模法人部門※）より、加点項目として「企業（事業主）単位の特定健診・保健指導実施率」を評価する方向性で検討を行う。

※：中小規模法人部門においては、申請企業すべてが保険者に実施率の提供を要求した場合、保険者の照会対応数が膨大となり、特に一部の総合健保や協会けんぽ（支部）の業務を圧迫する恐れがあるため、導入当初は大規模法人部門に限定する。

- 使用するデータについては、**健康スコアリングシステムにより作成されたデータを使用**することを原則とする。
（厚生労働省が保有するシステムの改修により、2022年度末から、前年度の記号単位の数値（特定健診の受診者数、特定保健指導の対象者数・終了者数）を保険者に提供可能となる予定。）
- 調査票に回答する取組期間と**1年間のタイムラグが生じることを前提**とする。
- **協会けんぽについては作業効率の観点から、協会けんぽが集計した数値を使用**する。

（参考）健康スコアリングシステムにより作成されたデータを使用する場合の想定スケジュール



健康経営度調査における特定健診・特定保健指導実施率の評価案

記号単位と申請法人の不一致等への対応

- 同一保険者に属する1申請法人に複数の記号が紐付いている場合
 - 同法人に紐付く全ての記号の合算の数値を使用し評価対象とすることを可とする。
- 保険者等のやむを得ない事情により
 - ・ 申請法人ごとの実施率を入手できない（例、1記号が複数法人に紐付いている、**国保組合・共済組合加入の法人**など）場合
 - ・ 申請法人における本来の実績を正しく評価できない（例、保険者における優先順位付けにより事業所間での保健指導実施率に格差が生じるなど）場合
- **「保険者の事情により実施率把握不可」の選択肢を設け、当該設問の平均点を付与する等の配点を行う。**
- 申請法人が異なる複数の保険者に加入している場合（例、法人本部はA健保組合、関連事業所は協会けんぽなど）
- 現行同様に「**主な健康保険組合等保険者**」の実施する特定健診・特定保健指導の実施率を評価対象とする。

設問案

Q●. 主な保険者が実施する、特定健康診査および特定保健指導実施率の把握と具体的な数値を記入してください。

◆特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象です。

◆実施率の把握について、「3」と回答の場合であっても評価上不利にはなりません。

把握有無の 選択肢	1 自社単位で値を把握している
	2 自社単位では把握していないが、保険者全体の値は把握している
	3 保険者の事情により把握できない
	4 40歳以上の従業員がいない
	5 把握していない ⇒評価項目不適合

	把握有無	2021年度
①特定健康診査 実施率		%
②特定保健指導 実施率		%

健康経営度調査における特定健診・特定保健指導実施率の評価案

(参考1) 被保険者証等記号

本人(被保険者)	〇〇年〇月〇日交付
△△△△保険組合	
被保険者証	記号 1234 番号 1234567
氏名	番号 花子
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女
資格取得年月日	平成25年4月1日
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇
保険者番号	88888888
名称	△△△△保険組合

印

健保組合では、事業所ごと※に保険証に記載されている「被保険者証等記号（記号）」を付番し、管理している。

※：約8割の健保組合では記号と事業所が1対1で紐付いている。残りの2割の組合は、1対1で記号と事業所が紐付いていない

(参考2) 健康経営度調査（2022年度）の調査票（大規模法人部門）

★◎ Q48. 主な健保組合等保険者が実施する、特定健康診査および特定保健指導の実施率を把握していますか。（1つだけ）

◆特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象です。

- 1 自社単位で値を把握している
- 2 自社単位では把握していないが、保険者全体の値は把握している
- 3 40歳以上の従業員がいない
- 4 把握していない ⇒評価項目不適合